

Compass

2005.Nov.

<http://homepage1.nifty.com/nikkenkyo/>

●時短推進強化月間 私たちの『ゆとりある生活』の実現をめざして

●特集 「香り」を楽しもう

●連載一① 「公共工事品確法」ができた背景と法律の概念について「公共工事品確法」って知っていますか?

●提言「民間分譲マンション工事における契約体質の改善にむけて」活動報告

マンション工事作業所で働く私たちの労働環境改善のために

●連載一② あらためて知る所得税、個人住民税 私たちが納めている税金について考えてみよう!

●写真大募集「癒しの秋の休日」「ホツ」とする瞬間、撮りましょう

◆NIKKEN KYO TOPICS ◆クロスワードタイム 他 ◆東西組合細見 淺沼組職員組合



11月12日(土)は
統一土曜閉所日



鴻池組労働組合 定期大会



同和工務労働組合 定期大会



第1回書記長会議 分散会



日建連訪問（統一土曜閉所運動協力要請）

日建協

日建協ホームページアドレス

<http://homepage1.nifty.com/nikkenkyo/>

私たちの「ゆとりある生活」の実現をめざして

—— 実現にむけて、考えなければいけないこと ——

みなさん、11月は日建協の時短推進強化月間です。新聞やテレビ等で「日本は、経済的には世界でもトップクラスに達しているのに、国民一人ひとりは生活の豊かさを実感していないのが現状です」という意見をよく聞きます。私たちの生活は働くだけの毎日ではなく、ゆっくり上手に休むことによっても、豊かさを実現させなければなりません。生活の豊かさとは、どのようなことでしょうか。自分や家族が安定した生活を維持できることは、仕事に対して、モチベーションを維持し、自分自身の働く環境を如何に整えていかかではないでしょうか。今回の時短特集では、ともすれば忘れがちな労働時間のルールや、私たち建設産業の労働時間、休日、休暇の現状について、あらためて確認して、私たちの働き方や自分自身の生活を豊かにしていくには、どうしていくことが必要か、みなさんと一緒に考えてみたいと思います。

それではまず、労働時間と休日、休暇の法律における規定について、少し詳しくみてみましょう。

労働時間とは

労働時間とは、労働基準法で「使用者が労働者に従事させる時間」と規定されています。労働基準法第32条では労働時間を法定労働時間といい、休憩時間を除き、1日8時間、1週40時間を超えないことを原則としています。みなさ

んの会社の労働時間は、労働基準法の法定労働時間（1日8時間、週40時間以内）に基づいて、所定内労働時間として就業規則などで定められています。また、同第36条では「使用者が労働者に法定労働時間を延長して、時間外労働（残業）をさせる場合や会社の定めた休日に就業させる場合には、会社と労働組合あるいは労働者の過半数を代表する者と書面によ

休日とは

「休日」と「休暇」について、普段何気なく使っている言葉ではありますが、労働基準法ではそれを明確に違う意味で使い分けています。

休日とは労働基準法第35条で「使用者は、労働者に対して毎週少なくとも1回、もしくは4週間を通して4日以上の休日を与えるなければならない」と定めており、「労働義務のない日」のことをいつついでいる。また、1週間に1日の休日をとれない場合は4週間に4日以上と定めていますが、就業規則や労使協定などに休日を振り替えることができる旨の規定をすれば、休日と定められた日に働いても、他の日を休日とすることができます（休日の振替）。

（週休日）

週休2日制のもとで休日として指定されている日（土・日曜日など）や、会社指定休日（百貨店などにおける定休日のこと）です。

（週休日以外の休日）

週休日以外の国民の祝日、年末年始休み、夏季休暇、会社創立記念日、ゴールデンウィーク休暇、社員の誕生日休暇など、会社ごとに設定する休日のことです。「週休日」及び「週休日以外の休日」の合計日数のことを年間休日総数といいます。

休暇とは

労働基準法第39条では、「使用者は、

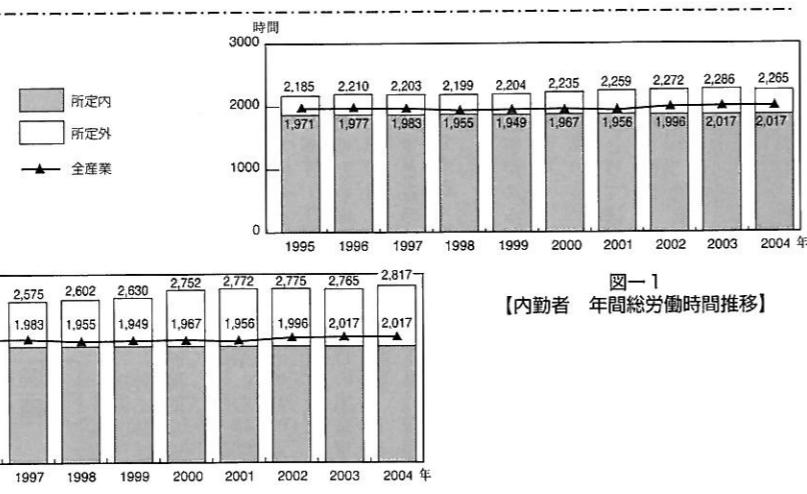
(法定) 年次有給休暇の付与日数(1年間)	
勤続年数	付与日数
6ヶ月	10日
1年6ヶ月	11日
2年6ヶ月	12日
3年6ヶ月	14日
4年6ヶ月	16日
5年6ヶ月	18日
6年6ヶ月以上	20日

△その他の休暇
産前産後の休業、生理休暇、育児休業、介護休業などがあります。

注意に与えることのできる休暇
会社が独自に設けることができますが、必ず就業規則に記載しなくてはなりません。また、就業規則の作成義務のない会社においても、その休暇について社員に周知をしなくてはなりません。

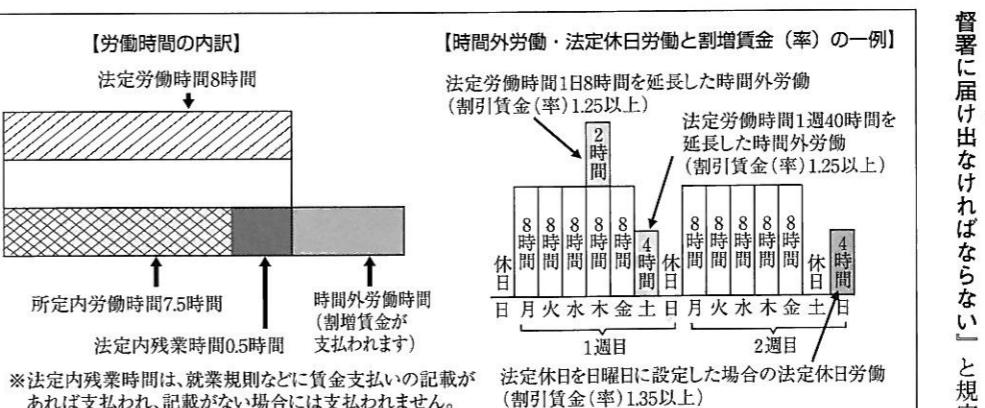
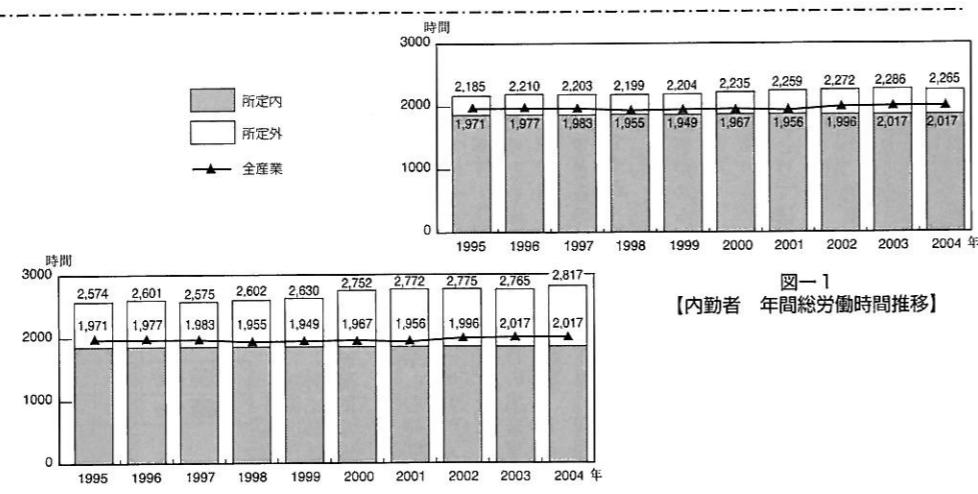
外勤者との比較で約800時間多い労働者に比べて約800時間多い

図1、図2は、11月の月間残業時間から年間所定外労働時間を推計し、全産業の年間総労働時間と比較したもので、建設産業の年間総労働時間は、95年以降増え続け、外勤者は2800時間を超えています。また、全産業平均と比較すると、その差は外勤者においては800時間となっています。（内勤者においても、その差は248時間になります）外勤者の800時間の労働時間は、1日の所定内労働時間と8時間として換算すると100時間労働したこととなりますが、このように建設産業の外勤者は他産業の労働者に比べて、如何に長時間労働をしているかがわかります。



〈年間総労働時間の算出方法〉

- 日建協 (協定上の年間所定内労働時間 + (11月所定外労働時間 × 12))
- 全産業平均…連合「労働時間に関する調査(2004年度)」より (常勤労働者・加重平均)
※2004年度は調査未実施ため 2003年度数値を用いている)



【割増賃金】

割増賃金は、時間外労働、法定休日労働、深夜労働の場合に支払われます。

時間外労働(土曜日などの法定休日以外の休日労働を含む)	割増率
法定労働時間8時間	1.25以上
法定休日労働(週1回もしくは、4週間に4回)	1.35以上
深夜労働	0.25以上

→ 時間外労働が深夜におよんだ場合

→ 法定休日労働が深夜におよんだ場合

*深夜とは(午後10時から午前5まで) (労働基準法第37条)

る協定(36協定)を締結し、労働基準監督署に届け出なければならない」と規定

125%以上、法定休日(1週間に1回)労働に対する割増賃金の支払が義務づけられています。

しています。また、同第37条では、労働者に時間外労働をさせた場合、時間外労働(法定休日以外の休日も含む)に対する

労働に対しても133.5%以上の割増賃金の支払が義務づけられています。

「香り」を 楽しもう

日建協副議長
時田 学



秋も本格的になり（地域によってはもうすぐ冬支度だよ。という声も聞こえてきそうですが）、組合員のみなさんも「芸術の秋」「スポーツの秋」など、各自的「秋」を満喫しているのではないでしょうか？「秋の夜長」というように、何故か、秋という季節は少し「まつたり」とした雰囲気を覚えるのは私だけでしょうか？（仕事の忙しさに変わりはないのですが）

秋の夜長を利用して、少しばかり日常のストレスから解放されてみませんか。今回の特集記事では「香り」を使ったストレス解消法と、「香り」につわるいろいろなお話を紹介したいと思います。



オイルは皮膚から、またオイルの蒸気は吸入により肺から吸収されます。

西洋の香り 「アロマテラピー」

「香り」を使ったストレス解消法として有名な「アロマテラピー」。みなさんも言葉だけは聞いたことがあるのかもしれません。

アロマテラピーでは、植物から香りのある揮発成分だけを抽出した精油（これをエッセンシャルオイルといいます）を使います。ではなぜ、精油に含まれている香りの成分が、心に落ち着きをもたらしたり、体の調子を整えることができるのでしょうか？

精油に含まれている香りの成分は、嗅覚をつうじて、電気信号に変わり、脳へと伝わります。そして、脳内の特定の部位を刺激し、さまざまな効果を生み出すといわれています。とりわけ香りの情報が伝わる部分は、自律神経やホルモンの分泌調整などにも影響を与える部分とされ、ストレス解消などによる作用が働くと考えられています。

アロマテラピーに チャレンジ

何となくアロマテラピーの理屈はわかりましたが、実際にはどのようにアロマテラピーを楽しむことができるの



聞香炉を掌にして静かに香を聞く。

奈良の東大寺に正倉院があるのはご存知ですよね。大きな三角材を井桁に組み上げた校倉造りで有名な建造物です。756年、聖武天皇の冥福を祈念して、光明皇后が天皇遺愛品を東大寺の大仏に奉獻し、その宝物を倉に保管したのが正倉院宝物の起源とされています。

「蘭奢待」

香道に使う「香り」の源は「香木」

であり、文字どおり木です。香木が日本に伝わったのは仏教の伝来と同じく

6世紀ごろのこととされています。

「日本書紀」によると、西暦595年

に淡路島に漂着した大木を、漁民が焚き火にしたところ、芳ばしい香りがしたので朝廷に献上したことが香の起源とされています。もともと「香」は仏教をはじめとする宗教とも大きな関わりがあるとされています。その昔、香は神々の食べ物とされ、香から立ち上る煙や香りは神々の世界へつなぐ道と考えられています。私もあまり意識したことはなかったのですが、仏前や墓前に、線香を供えることによって、自らの身を清めながら、先祖と一緒にいるという意味合いがあると考えられ

「香り」を楽しむ、または、心身のリラックスを行うは何もアロマテラピーだけではありません。この日本にも「香り」を楽しむ文化は古くからあります。「華道」「茶道」はご存知の方

和の香り「香道」



香席。香を聞くというのは耳で聞くのではなく、そのことに集中して判断すること。

も多いと思いますが、香りを鑑賞する芸道として「香道」があるのはご存知でしょうか？「香道」の場合は、アロマテラピーとは違い「香り」の成分が脳を刺激して、心身をリラックスさせることではなく、他の芸道と同じく「作法」をつうじて精神を浄化させるという日本独特の精神文化によるところが大きいとされています。もちろん芳しい香りは、自然と私たちの心を癒してくれます。

香道が他の芸道と少し異なるのは、「香り」をただ鑑賞（香道では「香を聞く」といいます）するのではなく、数種の香を焼き、香の種類を聞きあうこと。それだけではなく、香の組み合わせによって、物語や和歌、日本古

ヤリアオイルと呼ばれる別のオイルで薄めてから浴槽に入れます。キャリアオイルを使う理由は、二つあります。ひとつは、精油は芳香成分を凝縮したとても濃い液体なので、肌に直接触れるには刺激が強すぎるから。もうひとつ的理由としては、精油 자체がお湯に溶けにくいからです。アロマバスを楽しむには「全身浴」「半身浴」だけではなく、足や手を洗面器に入れる「部分浴」でも効果があるとされています。早速、週末にでも試してみてはいかがですか？



オイルは6~8滴、キャリアオイルはティースプーン2杯ぐらい。ゆっくり呼吸してリラックス。



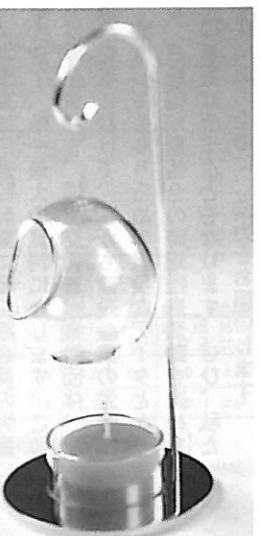
正倉院

でどうか？アロマとは「芳香」「テラピー」は「療法」のことで、その歴史は古く、エジプトの壁画には香油を神にささげる様子が描かれているそうです。植物のもつ薬効を使い、体のトラブル解消や健康の維持をおこなう方法には、漢方薬やハーブなどもあります。植物のもつ「香り」の成分を使うのはアロマテラピーだけのようですね。

アロマテラピーでは、植物から香りのある揮発成分だけを抽出した精油（これをエッセンシャルオイルといいます）を使います。ではなぜ、精油に含まれている香りの成分が、心に落ち着きをもたらしたり、体の調子を整えることができるのでしょうか？

精油を含む芳香浴用の器具もあります。また、既製品で楽しむには「アロマキャンドル」がポピュラーです。アロマキャンドルは精油を混ぜたロウソクで、燃焼に伴って、香りの成分が拡散される仕組みになっています。

お風呂で楽しむ場合には、精油をキ



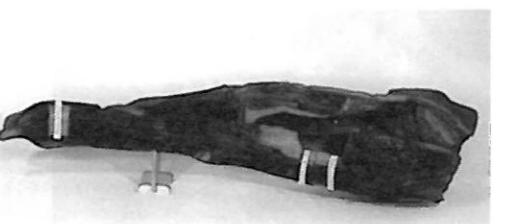
左はアロマキャンドル、右はオイルウォーマー。
上のガラスのボウルに水を張り、好みのオイルをたらして下のろうそくに火をつける。

ます。その宝物のなかに、「究極の香り」と名の高い香木が納められています。とりわけ有名なものに「蘭奢待」。

ペルシアから中国を経てもたらされた貴重なこの香木は、全長1.5m、重さは12kgという大きさです。現在では、年に一回開かれる奈良国立博物館での「正倉院展」でガラス越しに見ることができます。

しかできません。しかも「正倉院展」では、その宝物すべてを展示するわけではなく、毎年数十点の宝物が展示されるだけなので、必ずしも見たい宝物にあたるわけではないのです。(今年の出展は69件、開催期間は10月29日(11月14日)それもそのはず、宮内庁によると、正倉院には、現在整理されているだけで約9000点にも及ぶ宝物が納められているそうです。毎年、新しい宝物を展示しても10年以上かかる計算になります。

実は、私が今回の特集記事で「香り」をテーマにした記事を書こうと思ったのは、この「蘭奢待」の存在に興味を持っています。私が今回特集記事で「香り」をテーマにした記事を書こうと思ったのは、この「蘭奢待」の存在に興味を持っています。



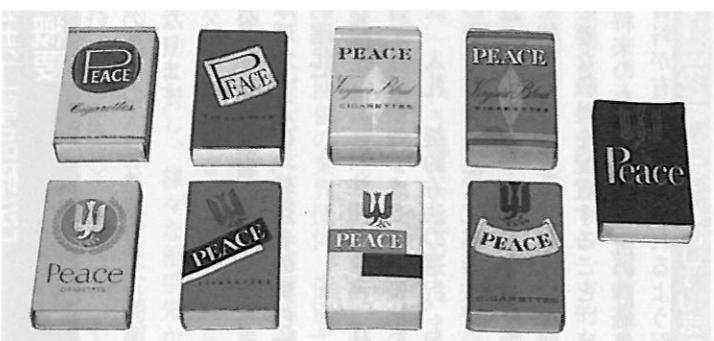
黄熟香「蘭奢待」。伝承される数々の香木の中でも、大きさといい香りといい、香木中の名香木として伝承されている。



さまざまなフレーバーの葉巻。

分煙がすすみ、煙草を吸うことができるのは公共の場では、ほぼなくなります。もともと煙草は大人の嗜好品。まわりの方に迷惑をかけるな人でもつてのほか、大人ならではの楽しみ方をしなければいけません。かくいう私も愛煙家なのですが、煙草は吸いませんが、葉巻はほとんど味わったことはありません。数回ほど葉巻を味わったことがあります。「シガーバー」があります。初心者でも楽しむことができますよ。もちろん、「シガーバー」にいる時間だけで味わいきれなかつた葉巻は、持ち帰ることもできるようになります。

た葉巻は、持ち帰ることもできるようです。私も一度だけ先輩に連れられていましたが、「もつたいない」と思い、吸いかけの葉巻を持ち帰ったことを覚えています。



Peaceの箱のデザインが出来るまで。

日本人と「香り」

おわりに

私たちの生活と密接な関わりがある「香り」、色々な国々の文化によって、ここちよい香りと感じるものには差があるのではないか? 私が日本の中で、とりわけ「ここちよ

い香り」と感じるのは、「畳」の香りです。最近はフローリングの間取りも増えて、新しい畳がかなで、い草の香りに触れることが少なくなっているのかもしれません。子供のときに育つた環境にも影響があるのかもしれません。サザエさんの波平さんの書斎のようないつたことがあるのですが、「もつたない」と思い、吸いかけの葉巻を持ち帰ったことを覚えています。



静謐なたたずまいの茶室。畠の香りもまた、日本人にとってはリラックスの要素。

みなさん、いろいろな香りに触れることはあります。海に行き、潮の香りに触れては、幼少の頃、両親とともに海水浴を行ったことを思い出したり、また、香水や整髪料の香りに触れては、母や父のことを思い出したりしますよね。私たちの脳は、本当にたくさん的情報を、上手に管理することができます。なんだかと感心してしまいます。あまり良い例えではありませんが、男性の汗臭い「香り?」に触れると(あまり触れない方が幸せかもしれません)、学生時代に真夏の体育館で汗だくにならぬか?

として文化の道に長けた足利義政、そして明治天皇だけです。他にも徳川家康や豊臣秀吉などが蘭奢待を手に入れたり、という伝えもあるそうですが、それでも僅かに数人の時の権力者のみが楽しむことができた、まさに「伝説の香り」が日本には存在しているのです。今年の正倉院展には蘭奢待の出展はありませんが、いつかは実物を見てみたいですね。小ネタですが、蘭奢待としての名をほいままにしていた織田信長は1573年、「東大寺正倉院に伝わる蘭奢待を見たい」と使いを東大寺に送りました。しかし、当時から東大寺正倉院の宝物は、朝廷の許しがない限り、開封できない慣例となつており、一度は閲覧を拒んだのですが、延暦寺の焼き討ちなど、魔王と恐れられていた信長のこと、再び拒めば焼き討ちされるのではと恐れ、ついに信長に「蘭奢待」を差し出すことになります。その後、蘭奢待は正倉院に戻されるのですが、もちろん香を聞くための香木である蘭奢待、信長もただ眺めただけではありません。信長は、差し出された「蘭奢待」を短刀で切り取り、後の茶会の席で千利休らの前で名香蘭奢待には、今も「織田信長切り取りの跡」が残っています。

他に献上された跡(切り取った跡)が残っているのは、足利幕府八代将軍が残っているのは、足利幕府八代将軍

「蘭奢待」、戦国武将織田信長を描いた物語にたびたび登場します。天下統一を目指し、時の権力者としての名をほいままにしていた織田信長は1573年、「東大寺正倉院に伝わる蘭奢待を見たい」と使いを東大寺に送りました。しかし、当時から東大寺正倉院の宝物は、朝廷の許しがない限り、開封できない慣例となつており、一度は閲覧を拒んだのですが、延暦寺の焼き討ちなど、魔王と恐れられていた信長のこと、再び拒めば焼き討ちされるのではと恐れ、ついに信長に「蘭奢待」を差し出すことになります。その後、蘭奢待は正倉院に戻されるのですが、もちろん香を聞くための香木である蘭奢待、信長もただ眺めただけではありません。信長は、差し出された「蘭奢待」を短刀で切り取り、後の茶会の席で千利休らの前で名香蘭奢待を焚いたとされています。現存する蘭奢待には、今も「織田信長切り取りの跡」が残っています。



「香り」と想い出

方によつてはいろいろな効用があるのが分かりますね。日常のオンとオフの切り替えの時などに、うまく「香り」を使ってリフレッシュしてみると、効率よく仕事に取り組むことができたりするのではないか? 今回ご紹介した「香」などは、香道だけではなく、持ち運びができる「におい袋」などでも気軽に楽しむことができます。日本人が今まで育んできた文化を感じながら、「香」のつくものを使って、心にゆとりをもたせてみてはいかがでしょうか?

大人のたしなみと「香り」

卷末の「筋い」にも書いてあります

参考資料
淡交ムック「香道入門」／淡交社、香りでリラクゼーション／講談社、たばこと塙の博物館パンフレット



ほのかに香る匂い袋。布地の柄で目も楽しめる。

公共工事品確法 つて 知つてますか?

「公共工事品確法」ができた背景と法律の概念について

みなさん、公共工事における品質に係わる法律ができたのをご存知でしょうか。その法律は「公共工事の品質確保の促進に関する法律（公共工事品確法）」といいます。文字通り構造物の品質を確保するための法律です。その内容はどのようなものでしょうか。また、この法律の導入は私たちの労働環境にどのような影響をもたらすのでしょうか。数回にわたりこの法律に関する議論をしていこうと思います。

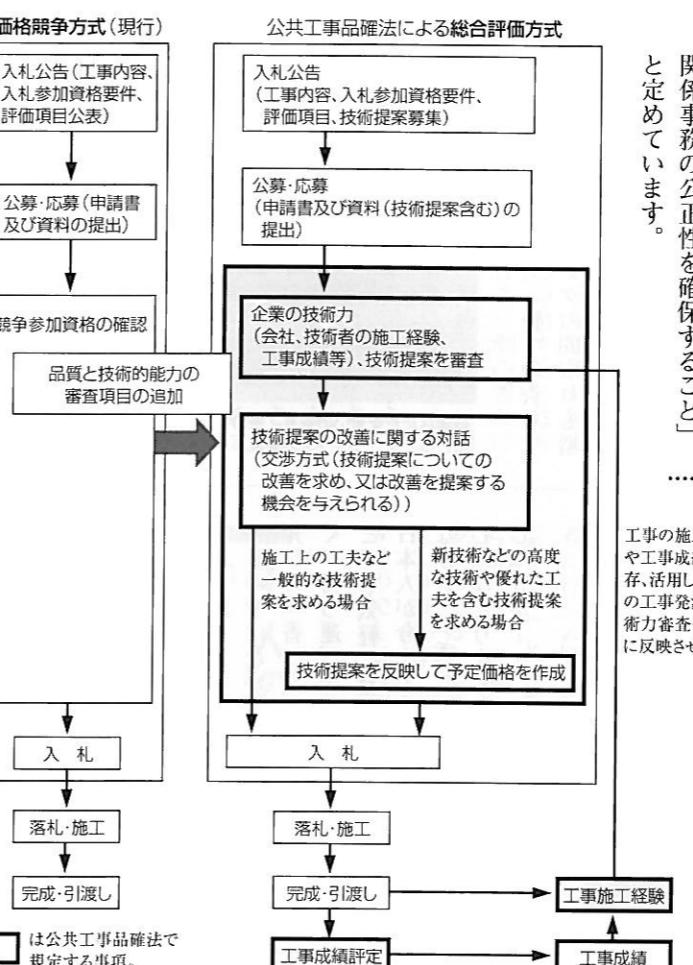
「公共工事品確法」 施行の背景

公共工事においては、企業の「技術力」が品質を大きく左右します。しかし、従来の公共工事の入札制度は技術力の評価部分が薄く、「価格」が重視される仕組みになっています。こうした中、採算の取れないダンピング受注が増加しており、「構造物の品質の低下を招いている」とか「労働条件の悪化につながっている原因ではないか」という声が広がってきました。そこで「価格」のみを重視するのではなく、「品質と技術力」にも重点をおいた仕組みにかえていこうと、今回、「価格と品質と技術力」を総合的に評価する制度の構築に向けて、「公共工事品確法」ができたのです。

「公共工事品確法」 の概要

この法律の大きなポイントは次の3つとなります。

- ①「公共工事の品質確保に関する「基本理念」及び「発注者の責任」の明確化
- ②「発注者は、「発注関係事務（仕様書・設計書の作成、予定価格の作成、入札・契約方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督・検査、並びに工事中及び完成時の施工状況の評価等）を適切に実施し、必要な職員を配置すること」また「将来のため、施工状況の評価等を資料が有効に活用されるよう保存すること」等と定めています。



- ② 「価格競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」への転換
発注者は、「競争参加者の技術的能力（工事の経験、施工状況の評価、配置予定技術者の経験等）」を審査しなければならないこと』また「技術提案を求めるよう努め、これを適切に審査・評価しなければならないこと』等と定めています。
- ③ 「発注者をサポートする仕組みの明確化」

発注者は、「自ら発注関係事務を適切に実施することが困難（発注体制が未整備）」な場合は、国・他の地方公共団体・その他の者（建設技術センター等の公益法人）の能力を活用すること。その際、知識・経験・法令遵守・秘密保持等の条件を備えた者を選定し、発注関係事務の公正性を確保することと定めています。

今回、法律ができた背景と法律の概念を書きましたが、理解できましたでしょうか。ところで、この法律は、わたしたちの労働条件の向上にどのようにつながっていくのでしょうか。はたして良い面ばかりなのでしょうか。次回は、この法律の具体的な適用事例をあげながらその影響について確認していきます。

マンション工事作業所で働く私たちの労働環境改善のために

～提言「民間分譲マンション工事における契約体質の改善にむけて」活動報告～

みなさん、おぼえていますか？ 昨年のCompass 9月号で紹介したとおり、日建協では民間マンションの厳しい労働環境を改善していくため、民間分譲マンション工事経験者によるタスクチームを結成し、その原因と対策を明らかにした提言書を作成しました。あれから一年、現在も提言活動は継続中です。提言書では、民間分譲マンション工事の契約にあたり、業務内容が特定できる明確な表現とすることを基本とし、発注者への提言として、次の3点を挙げています。

- ①販売戦略の早期確立による設計図書への反映
- ②作業所での休日対応を減らすために、内覧会等の平日実施に対する購入者の理解を求める
- ③アフターサービスへの対応窓口は、購入者と直接の契約者である発注者がなるべき

発注者への提言活動

今年の5月からは、不動産協会や日本住宅建設産業協会などの発注者団体や、分譲マンション事業を行なう個別デベロッパー企業に対し、私たちは、マンション事業に関連する労働組合、発注者（不動産関係の業界団体、個別デベロッパー企業）、受注者（建設産業の業界団体、企業経営者）などを対象に意見交換を行い、それから発注者への提言へ」という流れで進めていました。活動はこれまで約1年をかけて、マンション事業に重ねてきました。これらの提言活動に対し、様々な相手先から「現状を変えていくためには、問題意識を持つ声を発していくことが大切だ」との意見をいただいています。

タスクチームが作成した提言書を用いた活動は、日建協からの一方的な意見発信のみにとどまることのないよう、各方面に対し「提言内容の確認と意見交換を行い、それから発注者への提言へ」という流れで進めていました。活動はこれまで約1年をかけて、マンション事業に重ねてきました。これらの提言活動に対し、様々な相手先から「現状を変えていくためには、問題意識を持つ声を発していくことが大切だ」との意見をいただいています。

①販売戦略の早期確立による設計図書への反映

訪問したデベロッパーのうち、いくつかの企業では、顧客へのスマートな物件引渡しのために、施工上の手戻りを最小限にとどめる工事に注力しているようです。「工事発注段階において販売戦略をかため、設計図書に反映させ、工事着工後の過度な設計変更や仕様変更は少なくするようにしている」との意見も聞かれました。しかし、「物件担当者のレベルでは、契約にないことを受注者にお願いするケースもある」との意見もあり、個別物件においてはまだ改善途上にあるようです。

②作業所での休日対応を減らすために、内覧会等の平日実施に対する購入者の理解を求める

内覧会の平日開催については、マンション工事の第一線で働く組合員のみなさんからの声もあり、デベロッパー企業から購入者の理解を求めるケースが少しずつ広がり行なっています。

訪問したデベロッパー企業数社からは、「契約内容の明確化という考え方には異論はない」とし、「改善」にむけた過渡期にあると感じられる意見が多く出されました。しかしながら、その進め方は企業毎に差がある上に、担当者の裁量にゆだねられる部分が比較的大きいことから、個別物件における改善はあまり進んでいないのが実状のよ

うです。提言ポイント別には次のように傾向が見られました。

③アフターサービスへの対応窓口は、購入者と直接の契約者である発注者がなるべき

今回訪問したすべての企業において、関連会社を活用するなど発注者側が直接窓口となつて購入者への

対応を行なつてているとのことでした。
私たちがやるべきこと

提言課題は一朝一夕で解決できるものではなく、提言内容の実現にむけた地道な活動の積み重ねによって少しずつ変化していくものです。これまでの提言活動をとおし、発注者側も、受注者である私たちの声をじめに受け入れてくれるのを強く感じることができました。

日建協では、今後、契約の当事者である受注者（企業経営者）に対しても、加盟組合とともに提言活動を推進していくことがあります。

ところで、第一線で働く私たちは、自分が担当する工事の契約内容や責任区分についてどれだけ理解できているのでしょうか？ 発注者等の要望に対し、契約にない業務や責任区分の不明確な業務を不用意に受け入れてしまっていることはないでしょうか？

良いものを共につくつていくパートナーとして、発注者との相互理解を深めていくとともに、時には毅然とした態度も必要です。それが、契約体質の改善につながります。

また、「自分の労働時間は自分で管理する」という意識を持ち、当たり前になっている長時間労働にもっと疑問を持つことも必要です。私たち自らの力で労働環境を変えていこうとする努力が、現状を「改善」していく鍵であることは言うまでもありません。

もてる力を発揮して

浅沼組職員組合

大阪の四天王寺は、今から1400年以上前に物部守屋と蘇我馬子の合戦の折、崇仏派の蘇我氏についた聖徳太子が、形勢の不利を打開するため自ら四天王像を彫り、戦いに勝利した後にその四天王を安置する寺院として建立したとされています。そんな四天王寺のほど近くに、浅沼組職員組合の事務所はあります。

本部執行委員方々の意気込みを伺いに訪問した日は、偶然にも浅沼組職員組合の48回目の誕生日でした。

- 設立：1957年9月15日
- 組合員数：1305名（2005年8月現在）
- 本部執行委員数：7名
- 本部執行委員会：毎月2回開催



左から陣内さん、小林副委員長、寺田書記長、堀江委員長、西岡副書記長

組合のスローガンを教えてください。

堀江委員長——

字の大きさ、太さを見ていたらぐと一目瞭然だと思います。2005年度の活動スローガンとして私が考え、大会で承認をもらいました。昨年は厳しい状況だったので、それを打破するためには、自分たちで乗り越え、私たちの持っている力を最大限に發揮して、安心できる生活を掴もうという願いを込めました。



堀江委員長

**もてる力を
発揮して自ら掴む。
安心できる生活のために。**



広報誌「やまなみ」

者が、それぞれの活動状況、あるいは組合員に伝えたい事項など、写真を交えてオールカラーで発行しています。以前は支部ごとに発行していた機関誌を全国統一版として発行したことにより、各支部がどのような活動をしているのかが全国に伝わり、支部活動が活発になりました。また、今後施行される法改正や組合員に知っておいてもらいたい情報も、わかりやすく広報していく予定です。さらに、情報の共有化をはかれるように従来の冊子ではなく、ホームページへの掲載に試験的に取り組む予定です。

組合として特に力を入れて取り組んでいる課題を教えてください。

寺田書記長——

休日取得がままならない今日、組合員は大変疲れきっています。なぜ会社と取り決めた事項が行使できないのか。そこには現実とのギャップがあまりにも大きいため、その原因、要因を探り、また少しでもギャップを埋めるために、組合員の生の声を直に聞くことにこだわっていくつもりです。力を入れる課題はたくさんあります、なかでも、休日やリフレッシュ休暇取得を始めとする労働環境改善にぜひとも力を入れていきたいです。



寺田書記長

組合の機関誌についてお聞かせください。

寺田書記長——

年3回のペースで『やまなみ』という機関誌を発行しています。現在、No.259の発行を終えたところですが、広報部長でもある西岡副書記長を中心に、全国の支部にいる担当

体を休め、家族とすごし、本当の意味でリフレッシュして欲しいものです。

小林副委員長——

確かに民間マンション工事は厳しい工程で完成を迎えると、やっと休むことができる時に、内覧会やアフターサービスにより休日を取得することができない状態です。建築工事ばかりではありませんが、組合員の生の声を聞き、少しでも時短につながる作戦を見つけるように取り組みたいと思います。



小林副委員長（左）、西岡副書記長（右）

組合を一言で言うと

堀江委員長——

これは執行部の中で話し合った統一見解になりますが、一言で言うと《お守り》かもしれません。現状に踏まえて例えるならば、かばんの底に忘れられている《お守り》になってしまいますが…。

何かを実現するために個々人は努力されるのですが、一つのよりどころとして、安心できる《お守り》は誰もが持っていると思います。また、《お守り》に期待される方もたくさんいると思います。その期待にできるだけ応え、年度代わりに新しい《お守り》に換えていただこう努力します。



お忙しい中、快く取材に応じていただきありがとうございました。本部執行委員の方々が取材中、常に述べられていた“組合員の生の声を聞く”は、日建協の活動の基本となる人ととの直接対話とともに同じ考え方であり、執行部の力強い決意があふれ出していました。今後のご活躍に大いに期待します。